



日・ベルギー租税条約



背景

- 1970年に発効した現行の日・ベルギー租税条約は、一部改正が行われたものの、発効後50年近くが経過。
- 全体的に古い内容となっていることから、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを強化する必要性。

主な内容(現行条約の全面改正)

投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の除去のための規定を拡充

- ◆ 事業利得に対する新たな規定の導入(恒久的施設に帰属する課税対象利得の明確化)【第7条】
- ◆ 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
現行	5%又は10%(親子会社間配当) 15%(その他)	10%	10%
改正後	免税(親子会社間配当等) 10%(その他)	免税(企業間受取等) 10%(その他)	免税

- ◆ 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)【第25条】

脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

- ◆ 条約特典の濫用を防止するための規定を導入【第22条】
- ◆ 相手国の租税債権の徴収につき相互に支援を行うための規定を導入【第27条】

意義

- 源泉地国での課税権の範囲を更に限定し、両国間での二重課税の調整が一層図られる。
- 脱税や租税回避行為への対処により、両国間の健全な投資・経済交流や人的交流が促進される。



- 人口：
約1,132.4万人(2016年)
- 一人あたりGDP：
40,106.63米ドル(2015年)
- 在留邦人：
6,232人(2015年10月)
- 進出日系企業：
232社(2015年10月)
- 進出分野：
化学、物流等(欧州統括本部も数多い)

(参考)

- ベルギーは、米国、英国、中国等約90か国・地域との間で租税条約が発効済み。
- 2016年5月に安倍総理がベルギーを訪問。
同年10月にフィリップ国王陛下が国賓として訪日し、その機会に署名(於東京)。